

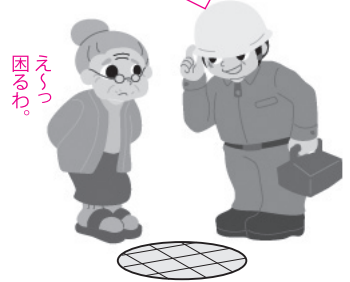
排水設備の清掃って ホントに必要なの？

ある日突然「町内順番に下水道の点検清掃をしています」と下水道業者らしき者が訪れることがあります。しかし、実際には不具合がないのに不安感をあおって必要のない清掃を行い料金を請求する「点検商法」なのかもしれません。こうした業者は毎年春・秋に本町を訪れているようです。

そこで、実際に上下水道を管理する町建設課に、下水道のしくみと清掃の必要性を聞いてみましょう。

下水道は下の図面に示すように、個人で管理する「排水設備」と、町で管理する「下水道」の部分に分かれます。個人の住宅の排水設備には家の周囲に数ヶ所の汚水桝があり、不具合が発生した場合に点検・清掃ができるようになっています。通常は開ける必要はありませんし、もし開けて内部を見ると下水道でするので当然汚れています。これを高压洗浄機などで清掃すること自体は悪いことではありませんが、清掃しなければ必ず配管が詰まってしまうというものでもありません。もし、何らかの原因で詰ってしまった場合でも、下水道が塞がれてご近所に迷惑がかかることはありません。上下水道について、何か不都合を感じたり不安に思われた場合には、遠慮なく役場建設課（32-2411 内線 140）にご相談ください。

ほおっておくと、下水道が詰まり、ご近所にも迷惑がかかって大変なことになりますよ。

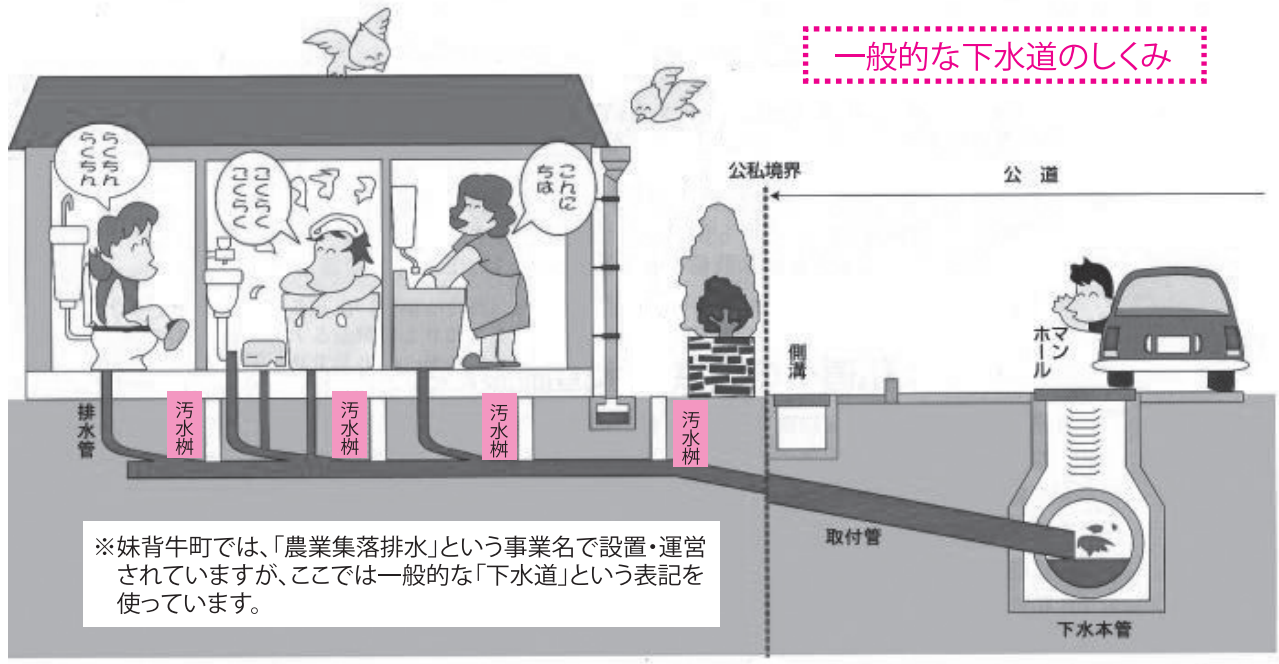


えうっ 困るわ。



ご安心ください

一般的な下水道のしくみ



※妹背牛町では、「農業集落排水」という事業名で設置・運営されていますが、ここでは一般的な「下水道」という表記を使っています。

排水設備
個人で設置、管理する部分

下水道
町で設置、管理する部分

悪徳業者はさらに高額な工事に誘い込むことも

昨年ある高齢者宅では、清掃中に住宅のわずかに傷んだ部分を指摘され、正式な見積書もなく、その場で高額な改修工事の契約をさせられました。幸い近所の方の通報により消費者センターから不当契約解除の申し入れをし、工事直前で差し止めることができました。この業者はその後、特定商取引法違反で業務停止処分を受けましたが、さらに事業所名を変えて不正な業務を続けているようです。住宅の点検・工事などは、地元など所在の確かな信頼できる業者に依頼しましょう。

この記事に関する
ご質問・ご意見は

- ・上下水道のこと 役場建設課 (32-2411 内線 140)
- ・消費生活のこと 役場企画振興課 (32-2411 内線 127 又は 128)